

○ 財務省告示第 172 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 7 年 5 月 21 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 27 日

財務大臣 加藤 勝信

(別表)

国債の名称	記 号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 21 回	400, 000, 000 円	101. 99 円
〃	第 25 回	100, 000, 000 円	107. 64 円
〃	第 25 回	100, 000, 000 円	107. 68 円
〃	第 26 回	100, 000, 000 円	105. 74 円
〃	第 26 回	100, 000, 000 円	105. 78 円
〃	第 27 回	7, 500, 000, 000 円	103. 98 円
〃	第 28 回	2, 000, 000, 000 円	103. 40 円
〃	第 28 回	900, 000, 000 円	103. 65 円
〃	第 28 回	1, 800, 000, 000 円	103. 94 円
〃	第 29 回	5, 600, 000, 000 円	101. 98 円
〃	第 29 回	500, 000, 000 円	102. 38 円
〃	第 29 回	1, 000, 000, 000 円	102. 49 円
合 計		20, 100, 000, 000 円	